

アナウンスの内容

1 文章が短いバージョン（237字）

お車でお越しの皆様には鹿児島県からのお知らせです。

この施設の駐車区画の一部は、「鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）」に御協力いただいております。

この駐車区画は、県が発行した利用証をお持ちの方が利用できることとしておりますので、利用証をお持ちでない方の駐車は御遠慮ください。

利用証は、障害のある方や特に歩行が困難な方に対して、県が交付しています。

利用証の申請などの詳しい内容については、県庁障害福祉課にお尋ねください。

以上、鹿児島県からのお知らせでした。

2 文章が長いバージョン（420字）

お車でお越しの皆様には鹿児島県からのお知らせです。

この施設の駐車区画の一部は、「鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）」に御協力いただいております。

この制度は、身障者用駐車場を適正に御利用いただくため、障害のある方や妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の利用証を交付して駐車スペースを確保するものです。

この制度の対象となっている駐車区画に駐車する際は、県が発行した利用証を車内のルームミラー等に掲示してください。

利用証は、県庁・地域振興局・支庁・ハートピアかごしまにおいて交付しておりますので、利用証をお持ちでない方は、この駐車区画への駐車を御遠慮くださいますようお願いいたします。

利用証の申請などの詳しい内容については、県庁障害福祉課にお尋ねください。

この制度は、皆様の思いやりの心、ゆずりあいの心を基本としています。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上、鹿児島県からのお知らせでした。